

## 処分基準整理票

処分の内容	再生水供給の制限又は停止等		
根拠法令及び条項	○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程第16条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> ○那覇市上下水道局再生水利用下水道事業実施規程 (供給の制限又は停止等) 第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生水の供給を停止し、制限し、又は中止することができる。 (1) 非常災害が発生したとき。 (2) 再生水の供給に必要な施設が損傷したとき。 (3) 再生水利用設備又は受水設備において再生水以外との誤接合が認められたとき。 (4) その他やむを得ない理由が生じたとき。		
処分基準 設定年月日	年 月 日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道部 料金サービス課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。